

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	適正計量管理事業所の指定の取り消し	根拠条項	第132条				
処 分 基 準	<p>○適正管理事業所の指定を受けた事業者が、次の各号の1に該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>一 法第130条第2項又は法第133条により準用する第62条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>二 法第133条において準用する第92条第1項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>三 法第131条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 不正な手段により第127条第1項の指定を受けたとき。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	交付 機関		目次 NO	14